

職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給料の調整額に関する条例（平成18年大阪市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
（支給対象及び支給額）	（支給対象及び支給額）
第2条 [略]	第2条 [同左]
2 前項各号に掲げる職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしているもの及び同法第17条の規定による短時間勤務をしているものに対して支給する給料の調整額の月額、前項各号に定める月額に、職員の給与に関する条例第5条第12項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	2 前項各号に掲げる職員のうち、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしているもの及び同法第17条の規定による短時間勤務をしているものに対して支給する給料の調整額の月額、前項各号に定める月額に、職員の給与に関する条例第5条第13項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
[3 略]	[3 同左]
附 則	附 則
[1] [略]	(施行期日)
[見出しを削る]	[1] [同左]
<u>2 職員の給与に関する条例附則第3項の規</u>	<u>(経過措置)</u>
	<u>2 平成18年4月から平成19年3月までの各</u>

定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条第1項及び第2項中「定める月額」とあるのは「定める月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えられた前2項」とする。

[削る]

[削る]

月分に限り、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き第2条第2号に掲げる職員（入所者と起居を共にするものに限る。）であるものに対して支給する調整額の月額は、同号の規定にかかわらず、17,700円とする。

3 平成18年4月から平成21年3月までの各月分に限り、施行日前から引き続き第2条第11号に掲げる職員であるものに対して支給する調整額の月額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 平成18年4月から平成19年3月までの各月分 22,700円
- (2) 平成19年4月から平成20年3月までの各月分 16,700円
- (3) 平成20年4月から平成21年3月までの各月分 10,700円

4 平成18年4月から平成20年3月までの各月分に限り、施行日前から引き続き第2条第12号に掲げる職員であるものに対して支給する調整額の月額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 平成18年4月から平成19年3月までの各月分 17,600円
- (2) 平成19年4月から平成20年3月までの

[削る]

各月分 11,600円

5 施行日から平成25年3月31日までの間に限り、施行日前から引き続き国会、各省庁その他関係機関との連絡及び情報収集に關すること等を所管する事業所として人事委員会規則で定めるものに勤務する職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月額調整額を支給する。

(1) 平成18年4月から平成19年3月までの
各月分 42,000円

(2) 平成19年4月から平成20年3月までの
各月分 36,000円

(3) 平成20年4月から平成21年3月までの
各月分 30,000円

(4) 平成21年4月から平成22年3月までの
各月分 24,000円

(5) 平成22年4月から平成23年3月までの
各月分 18,000円

(6) 平成23年4月から平成24年3月までの
各月分 12,000円

(7) 平成24年4月から平成25年3月までの
各月分 6,000円

[削る]

6 施行日から平成21年3月31日までの間に限り、施行日前から引き続きと畜検査に關すること、南港市場において取り扱う食品の試験、検査に關すること等を所管する事業所として人事委員会規則で定めるものに勤務する職員（第2条第11号の規定の適用を受けるものを除く。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月額

	の調整額を支給する。 (1) 平成18年4月から平成19年3月までの 各月分 17,600円 (2) 平成19年4月から平成20年3月までの 各月分 11,600円 (3) 平成20年4月から平成21年3月までの 各月分 5,600円
[削る]	<u>7</u> 施行日から平成21年3月31日までの間に 限り、施行日前から引き続き南港市場に勤 務する職員（第2条第12号の規定の適用を 受けるものを除く。）に対し、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める月額 の調整額を支給する。 (1) 平成18年4月から平成19年3月までの 各月分 17,600円 (2) 平成19年4月から平成20年3月までの 各月分 11,600円 (3) 平成20年4月から平成21年3月までの 各月分 5,600円
[削る]	<u>8</u> 施行日から平成22年3月31日までの間に 限り、施行日前から引き続き斎場に勤務す る職員（人事委員会規則で定める職員を除 く。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める月額の調整額を支給す る。 (1) 平成18年4月から平成19年3月までの 各月分 19,100円 (2) 平成19年4月から平成20年3月までの 各月分 13,100円 (3) 平成20年4月から平成21年3月までの 各月分 7,100円

[削る]	(4) 平成21年4月から平成22年3月までの 各月分 1,100円 <u>9</u> 施行日から平成20年3月31日までの間に 限り、環境局に所属する職員のうち、施行 日前から引き続き胞衣汚物の処理作業の指 導監督の業務に従事することを本務とする もののうち人事委員会規則で定めるもので あるものに対し、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める月額調整額を支 給する。 (1) 平成18年4月から平成19年3月までの 各月分 12,100円 (2) 平成19年4月から平成20年3月までの 各月分 6,100円
[削る]	<u>10</u> 施行日から平成20年3月31日までの間に 限り、施行日前から引き続き一般廃棄物等 の収集及び運搬の作業に関すること等を所 管する事業所として人事委員会規則で定め るものに勤務する職員（人事委員会規則で 定めるものを除く。）に対し、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める月額の 調整額を支給する。 (1) 平成18年4月から平成19年3月までの 各月分 12,100円 (2) 平成19年4月から平成20年3月までの 各月分 6,100円
[削る]	<u>11</u> 施行日から平成20年3月31日までの間に 限り、施行日前から引き続き一般廃棄物等 の焼却及び破碎処理に関すること等を所管 する事業所として人事委員会規則で定める ものに勤務する職員（人事委員会規則で定

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給料の調整額に関する特例措置を講ずるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。